

只見町奨学生募集のしおり

只見町奨学資金は、只見町出身の生徒または学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる方へ奨学資金を貸し出すことで、教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に役立つことを目的としております。

1、応募資格

- ① 平成28年度に高等学校・短期大学又は、大学等に進学を希望している方で、品行が正しく、学術に優れ、身体強健であること。
- ② ①に規定した学校以外であっても、各種専門学校（修業年限2年以上で、正規の修業年限）など、教育委員会で特に必要と認められた方。
- ③ 貸与を希望する方が下記の本籍・住居についての条件を満たすこと。
（高等学校） 只見町内に引き続き6ヶ月以上住所があること。
（そのほか） 只見町内に引き続き6ヶ月以上住所または本籍があること。
- ④ 在学期での3ヶ年の評定平均が概ね3.0以上であること。
（評価方法が「優・良・可」等の場合は、総合した評価が概ね平均以上）
- ⑤ 経済的理由により、修学困難と認められること。

※ 世帯全員の所得金額の合計をもとに判定されます。
詳しくは別紙「所得基準の計算方法」をご覧ください。

2、利用可能額（貸与額）

貸与区分	月額	入学支度金
高等学校	12,000円以内	なし
国・公立大学（4年制）	30,000円以内	300,000円以内
私立大学（4年制）	40,000円以内	300,000円以内
短期大学	30,000円以内	なし
その他教育委員会が認めるもの （専門学校等）	30,000円以内	なし

※ 医・歯・薬など6年制大学は、4年制大学と同じ貸与区分になります。

（例）私立大学医学部 → 「私立大学」の貸与区分

月額：40,000円以内、入学支度金300,000円以内

※ 入学後の申し込みの場合は入学支度金は支給されませんので、ご注意ください。

3、平成28年度分募集の出願受付期間

募集開始…… 平成27年12月11日 より

募集締切…… 平成28年 2月15日 まで（必着）

※ なお、入学後でも申し込み可能です。

4、出願に必要な書類

チェック

☐ **奨学生願書**

- 用紙はこの募集要項に添付してあります。
- 記入例を参考に、黒のボールペンで、楷書で記入してください。

☐ **在籍校からの奨学生推薦調書**

- 用紙はこの募集要項に添付してあります。
- 在学校へ作成を依頼してください。
- 学校独自の様式でも結構です。

☐ **直近の所得証明書（世帯全員分）**

- 世帯票に名前が記載されている方全員分を取得してください。
- 所得の無い方でも証明書が必要です。
- 現在、学校に通われている方の分は必要ありません。
- 会社の源泉徴収票では受け付けできません。

☐ **住民票謄本（世帯票）**

- 戸籍謄本では受け付けできません。

出願書類作成の流れ（例）

- ① 募集要項・奨学生願書・奨学生推薦調書をもらう。
- ② 住民票謄本（世帯票）と所得証明書を取りに行く。
- ③ 在籍校に、奨学生推薦調書の作成をお願いする。
- ④ 奨学生推薦調書を待っている間に、願書を書いておく。
（必要があれば健康診断を受けに行く）
- ⑤ 必要書類一式が揃ったら、封筒に入れて只見町教育委員会宛てに
発送、または持参提出する。

5、採用の決定

- 提出頂いた書類をもとに選考を行い、教育委員会の議決をもって決定します。
- 結果については書面郵送により、本人に直接通知いたします。
（電話等での口頭照会にはお応えできません）
- 採用された場合は、貸与開始手続きの為の書類を同封いたします。

6、利用期間中（貸与期間中）の注意点

- 毎年4月に在学の確認のため、在学証明書を提出して頂きます。
（提出の無い場合は奨学資金の貸与を停止することがあります）
- 退学、または奨学資金の利用をやめる場合は、担当までご連絡ください。
- 本人または連帯保証人の方の住所が、引っ越し等で変更になった場合は必ずご連絡
ください。

7、奨学資金の返還について

- 卒業または奨学資金の利用をやめた月の、次の月から数えて、6ヶ月を返還準備期間とし、7ヶ月目から奨学資金の返還が始まります。
 - ※ 3月で卒業した場合……4～9月が準備期間、10月から返還開始
 - ※ 6月で利用をやめた場合……7～12月が準備期間、1月から返還開始
- 返還のための手続き書類は、卒業時期に、本人または連帯保証人の方へ郵送いたします。
 - ※ 利用を途中でやめた場合は、その都度発送いたします。
- 利用された奨学資金は、返還開始から8年以内に全額返還して頂きます。
- 只見町奨学資金は無利子です。

よくあるご質問

Q、BCGやツベルクリン反応の最終履歴がわかりません。

A、現在発症中でなければ、分かる範囲で記入してください。
一切記録が残っていない場合は、医療機関で再度接種を行ってください。

Q、健康診断の部分は、学校の健康診断での結果でもよいですか？

A、平成27年度に検査を行ったものであれば、それで結構です。

Q、所得証明書は、年金で生活している人の分も必要ですか？

A、必要です。「所得の無いこと」の証明になります。

Q、福島県や日本育英会などの奨学資金と併用は可能ですか？

A、日本育英会の奨学資金は併用可能ですが、福島県の奨学資金は併用できません。
他の奨学資金との併用については、それぞれの奨学資金の利用規約・条例等をご覧になり、併用可能かどうかをご確認ください。

※ 只見町の奨学資金でも、医療・農業の奨学資金は他の奨学資金との併用を禁止していますので、ご注意ください。

Q、奨学生採用決定後に進学先が変更になった場合、貸与区分を変更できますか？

A、はい、できます。進学先が変更になった場合は、新しい進学先が決まった時点で事務担当者までご連絡ください。

～只見町には他にも奨学資金制度があります～

●只見町医療施設等技術者養成奨学資金
●只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金

医療技術者等育成のための奨学資金です。

利用可能額（貸与額）

月額10万円以内

お問い合わせ先：只見町保健福祉課保健係

TEL：0241-84-7005

●只見町農業後継者育成奨学資金

農業後継者育成のための奨学資金です。

利用可能額（貸与額）

月額10万円以内

お問い合わせ先：只見町農林振興課農政係

TEL：0241-82-5230

書類郵送先（只見町奨学資金についてのご質問も下記へ）

〒968-0421

福島県南会津郡只見町大字只見字町下2591-30

只見町教育委員会 奨学資金業務担当 行

TEL：0241-82-5320 FAX：0241-82-2337